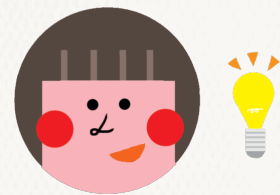




よくある質問



Q. 障がいのある人とはどのような人ですか？

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいに限らず、重い病気などによる障がいといった心身の機能の障がいなどにより、日常や社会の生活に相当な制限を受ける状態にある人を障がいのある人としています。

Q. 個人が障がいを理由に差別をしたら、罰則はありますか？

罰則はありませんが、障がいのある人に対する差別をなくしていくためには、障がいのある人もない人もともに地域社会で生きるという意識を持ち、お互い理解を深めていく必要があります。

Q. 合理的な配慮を行わないというのはどういうことですか？

障がいのある人が何らかの配慮を求めているにもかかわらず、負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除く合理的な配慮を行わないことです。

Q. 不利益な取り扱いをしたらどんな場合でも差別となるのですか？

すべてが差別になるとは言えません。例えば、施設や交通機関を利用する際にその構造上やむを得ない場合や、障がいのある人の生命や身体のプロのためやむを得ない場合などの理由がある場合は該当しません。

Q. 障がいのある人にとってどのような障壁がありますか？

通行しにくい通路や利用しにくい施設、利用しにくい制度などのほか、障がいのある方への偏見や、障がいのある方の存在を意識していない文化などがあります。

Q. 障がい者への合理的配慮の例はどのようなものがありますか？

車いすの方が乗り物に乗る時に手助けすることや、窓口で障がいのある方に、筆談や読み上げなどのコミュニケーションの手段で対応するなどが挙げられます。



【問い合わせ先】

いわき市役所保健福祉部障がい福祉課

〒970-8686

いわき市平字梅本21番地

電話：0246-22-7485

ファックス：0246-22-3183

メール：shogaifukushi@city.iwaki.fukushima.jp

知っていますか 障害者差別解消法



障害者差別解消法は、障がいのある人への差別をなくすことで、

障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重しあいながら、

「共に生きる」社会をつくることを目指しています。

【いわき市】

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう ふとう さべつ てきとりあつか きんし
障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」を禁止し
「合理的配慮の提供」を求めています

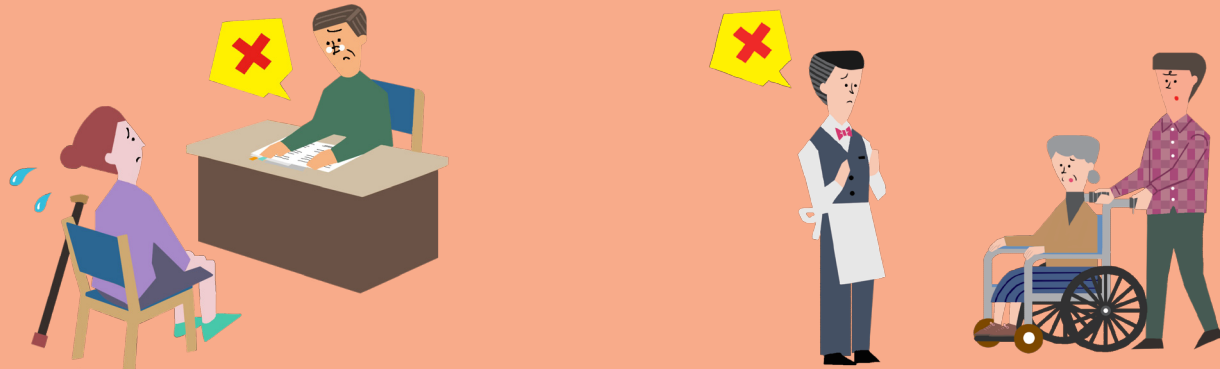
ふとう さべつ てきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いの禁止

せいとう りゆう しょう りゆう ていきょう きょひ せいげん
正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限
したり、障がいのない人にはつけないような条件をつけたりすることが禁止されます。

ぐたい れい 〈具体例〉

しょう りゆう
・障がいがあるという理由だけで
アパートを貸してもらえないこと

くるま みせ い
・車いすだからといってお店に入れないこと



ほか ほうほう ばあい ふとう さべつてきとりあつか
*ただし、他に方法がない場合などは「不当な差別的取扱い」にならないこともあります

ごう り てき はい りょ てい きょう 合理的配慮を提供する

しょう ひと なん はい りょ もと い し ひょうめい ばあい ふたん す
障がいのある人から、何らかの配慮を求める意志の表明があった場合、負担になり過
ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために、合理的な配慮を行うことを求めています。

ぐたい れい 〈具体例〉

しかくしょう ひと しょうい
・視覚障がいのある人には書類などの
内容を読み上げながら説明する

しょう しゃ ようぼう おう
・障がい者の要望に応じて
高い所に置いてある商品を取る

ちやうかくしょう ひと
・聴覚障がいのある人には
筆談を行うなど音声以外の
方法でコミュニケーションをとる



ふとう さべつ てきとりあつか ぎょうせい きかん やくしょ みんかん じぎょうしゃ かいしゃ みせ
不当な差別的取扱いをすることは、行政機関（役所）も民間事業者（会社やお店など）も
禁止されます。また、行政機関は必ず合理的配慮をしなければならず、民間事業者は合理的
配慮をするよう努力することが求められています。

く ぶん 区 分	ぎょうせい きかん やくしょ 行政機関（役所）	みんかん じぎょうしゃ かいしゃ みせ 民間事業者（会社、お店など）
ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	きん し 禁 止	きん し 禁 止
ごう り てき はい りょ 合 理 的 配 慮	ほう てき き む 法 的 義 務	ど りょく き む 努 力 義 務

しゃ かい てき しょう へき 社会的障壁とは

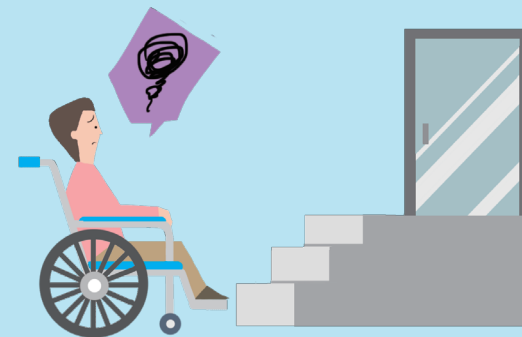
しょう ひと にちじょうせいかつ しゃ かいせい かつ おく さまざま しょうへき
障がいのある人が、日常生活や社会生活を送るうえで様々な障壁となるものを指します。

ぐたい れい 〈具体例〉

① しゃ かい じ ぶつ 社会における事物

つうこう りゆう し せつ
通行、利用しにくい施設など

だん さ ぶつ てきしょう
＜段差などの物理的障がい＞



② せい ど 制 度

りゆう し せい ど
利用しにくい制度など

くきまりやしきたり、資格制限などによる障がい＞



③ かん こう 慣 行

しょう ひと い しみ
障がいのある人を意識していない

かんしゅう ぶん か
慣習・文化など

おんせい あんない てん じ しゅ わ つう やく
音声案内、点字、手話通訳
＜わかりやすい表示の欠如＞



④ かん ねん 観 念

しょう ひと へんけん
障がいのある人への偏見など

へんけん むり かい こころ しょう
＜偏見や無理解など心の障がい＞



し みん 「市民のみなさんができること」

この法律は、障がいのある人もない人も

共に生きる社会をつくっていくことを目標としています。

お互いに助け合い、優しく豊かな社会をつくりましょう。

しょう しゃとう よう ちゅうしゃじょう まも
● 障がい者等用駐車場のルールやマナーを守る

しょう ひと たす もと せつ きょくてき し えん
● 障がいのある人が助けを求めていたら積極的に支援をする

し かくしょう かた ゆうどう てん じ しょうがいぶつ お
● 視覚障がいの方を誘導する点字ブロックに障害物を置かない